屋外広告物特別規制地域の指定について(平成20年10月1日指定)

I. 屋外広告物特別規制地域を指定する地域

飯田市川路地区全域

※屋外広告物特別規制地域に指定された地域において、屋外広告物を表示、設置又は改造しようとするときは、市長の許可が必要です。

【許可が必要となる場合】

- ○自己用の広告物等で、表示面積の合計が 10 ㎡を超えるものを表示、設置又は改造しようとする場合。
- ○ただし、地上に設置する広告物等にあっては、高さ4m又は1面の表示面積3㎡を超えるものを表示、設置又は改造しようとする場合。
- ○集合看板(複数の者(4者程度)が共同して表示し、又は設置する一の広告物等をいう。以下同じ。)を表示、設置又は改造しようとする場合。

Ⅱ. 許可の基準 ※ゴシック太字は川路地区において強化する基準

- 1. 次に掲げる広告物等でなければ、表示、設置又は改造することができません。
 - (1) 自己用の広告物等で、2に掲げる基準に適合するもの
 - ※自己用の広告物等とは、「自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に 表示又は設置する屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件」をいいます。
 - (2) 集合看板で、3に掲げる基準に適合するもの
- 2. 自己用の広告物等の基準
 - (1) 広告物等の形態意匠

ア配置

- ・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
- 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。

イ 意匠等

- 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。
- ウ材料
- ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとすること。
- 反射光のある素材は使用しないこと。
- 工 色 彩

【色 調】

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調

和した色調とすること。

【色相・色数】

- ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。
- ・ 地色の色数を3以下とすること(全体の面積の10分の1以下の一の色(合計面積) を含まない)。

【彩 度】(マンセル表色系による彩度)

地色の彩度8以下

【動光等】

- ・ 動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するもの を避けること。(自然公園法又は長野県立自然公園条例に規定する自然公園の区域に あっては、使用しないこと。)
- (2) 建築物又は工作物を利用した広告物等の規模等

ア 屋上広告物

【本体の高さ】

・ 建築物又は工作物からの高さ5メートル以下

【建築物又は工作物の高さに対する割合】

・ 建築物又は工作物の高さの10分の6以下

【その他】

・ 建築物又は工作物から横にはみ出さないこと。

イ 壁面広告物

【表示面積】

- 合計面積が広告物を表示する壁面の面積の10分の2以下

ウ 袖看板

【下端の高さ】

・ 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては2.5メートル以上

【壁面からの出幅】

・ 壁面から 1.5 メートル以下

【道路上の出幅】

道路上の出幅 1.0 メートル以下

【その他】

- ・ 建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。
- (3) 地上に設置する広告物等

【高さ】

地上からの高さ5メートル以下

【表示面積】

- 1面の面積は5平方メートル以下
- (4) 広告物等の面積
 - 広告物等の1面の面積は10平方メートル以下
 - ・ 広告物等の面積の合計(当該敷地における広告物等の表示面積の合計)は、20 平方 メートル以下。ただし、三遠南信自動車道の両側各 500 メートル以内で、三遠南信自 動車道から展望できる区域にあっては、合計 10 平方メートル以下
- (5) 広告物等の照明等

ア 周辺との調和

・ 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との 調和に留意すること。

イ 動光等と照明時間

- ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変 化をしないこと。
- ・ 営業時間外は照明しないこと。

3. 集合看板の基準

公益上又は地域振興のために市長が必要と認めるものであって、市長が別に定める基準及び2に掲げる基準を原則とする(ただし、三遠南信自動車道の両側各500メートル以内で、三遠南信自動車道から展望できる区域にあっては、表示、設置することができないものとする。)

Ⅲ.許可の有効期間

3年(はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月) ※許可又は更新の際には、所定の手数料が必要となります。

- Ⅳ. 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定のあった地域に表示され、 又は設置されている広告物等を、引き続いて表示又は設置しておくことができる期間 5年(はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月)
- V. 適用除外となる広告物等(市長の許可を受けないで、表示、設置又は改造することができる広告物等)
 - 1. 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - 2. 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの

- 3. 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- 4. 自己用の広告物等で、次の(1)及び(2)に該当するもの
 - (1)表示面積の合計が10平方メートル以下のもの。ただし、地上に設置する広告物等にあっては、高さ4メートル以下かつ1面の表示面積3平方メートル以下のもの
 - (2) 当該表示する地域について適用される景観育成基準に適合するもの
- 5. 祭典その他年中行事等のためにするもの
- 6. 一時的又は仮設的なもので、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
- 7. 1から6までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの
 - (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの
 - (2) 会合その他催物に関するもの
 - (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
 - (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

VI. その他

1. 除却命令について

市長は、屋外広告物特別規制地域において、許可を受けないで広告物等の表示・設置・改造をした者に対し、飯田市屋外広告物条例に基づき、広告物等の除却等を命ずることができます。

2. 罰則について

除却命令に違反した者や、市長の許可を受けないで広告物等の表示・設置・改造をした者に 対しては、飯田市屋外広告物条例により罰則が課せられます。